2018 年度「全腎協ニューズレター」第４号
全腎協事務局作成（2018. 8. 15）

■高齢者医療の高額療養費制度第二段目の見直しがはじまる
－ 透析「特定疾病」見直しは見送られる －

今年８月から、二度目となる高齢者医療制度の高額療養費制度の見直しがはじまり、限度額が引き上げられました。

今回の見直しは、“一般所得者”の外来限度額が１万 8,000 円/月へ引き上げられたほか、“現役なみ所得者”の区分が細分化され、70 未満の現役世代と同じ所得区分および限度額へと変わりました。

同じ高額療養費制度のひとつ、透析にかかる「特定疾病」については、高齢者医療制度における限度額の見直しは見送られ、“現役なみ所得者”であっても、透析医療については従来とおり１万円/月が維持されます。

■高齢者医療の見直しの影響は自治体の障害者医療費助成（福祉医療）にも
－ 北海道、青森、山形、東京 －

高齢者医療制度の高額療養費の見直しは、自治体で行われている「障害者医療費助成制度（福祉医療）」の負担限度額に影響が及んでいます。

北海道、青森県、山形県、東京都の４自治体の「福祉医療」には、一部「自己負担」が導入されています。その基準は、高齢者医療制度に準じて、医療費１割負担となっており、月限度額が同様に、昨年８月に１万 2,000 円から１万円 4,000 円へ引き上げられ、さらに今月からは１万 8,000 円へと増えました（東京都は今月から一年遅れで引き上げ)。

これらの地域では､例えば､透析クリニック以外の病院へ(眼科や皮膚科､整形外科など)､外来で受診したときには、「福祉医療」が利用できても１割は負担を求められ、その限度額が１万 8,000 円になります。

■埼玉県の障害者医療費助成（福祉医療）も見直しへ

埼玉県の「福祉医療」に、「所得制限」が新たに導入されることが決まりました。県の担当課によれば、６年前から「所得制限」の導入を検討するよう県の監査委員から指摘を受けていたといいます。

今後は､「特別障害者手当」の所得制限に準じた額（単身の場合で所得額 360 万 4,000 円）を超えると、医療費の助成を受けることができなくなります。新規受給資格登録者は来年2019 年１月から、すでに受給者証を所持している人は、2022 年 10 月から段階的に導入されることになります。

全国の福祉医療の最新情報（2018 年８月現在）の一覧を、９月６日発行会報「ぜんじんきょう」（289 号）にて掲載予定です。あわせてご覧ください。

福祉医療の見直し内容

北海道	2018 年８月～自己負担：外来上限額１万 8,000 円/月
青　森	同上
山　形	同上
東　京	2018 年８月～ 自己負担：外来上限額１万 4,000 円/月、入院上限額５万 7,600 円/月
	2019 年８月～ 自己負担：外来上限額１万 8,000 円/月
埼　玉	2019 年１月～ 所得制限：新規受給資格登録者へ導入
	2022 年 10 月～所得制限：全受給者に対し導入